

共済組合登録住所の管理が変わります

【組合員及び被扶養者】

資格取得、被扶養者認定及び住所変更の際に、住民基本台帳ネットワークシステムの情報との突合により本人確認が行われる仕組みであることから、共済組合では、令和8年4月1日以後新たに登録する組合員及び被扶養者の住所について、「住民票の住所」を登録するよう取扱いを変更しています。（従前は居所を登録）

そのため、今後は次に該当する場合のみ住所変更の手続きが必要ですので、該当する場合は「氏名・住所・個人番号変更申告書」を共済組合に提出（勤務先経由）してください。

- ・ 転居と併せて住民票を移す場合
- ・ 居所から住民票の住所へ転居する場合

※ 共済組合から直接、組合員及び被扶養者宛てに郵便を送付することがあります。
このため、「住民票の住所」と「居所」が異なる場合は、必ず郵便局にて「転居届（郵便物が転送されるサービス）」の手続きをしていただくようお願いいたします。

【任意継続組合員】

退職者及び任意継続組合員については、住基ネットの情報との突合が行われないこと、掛金納付の案内を対象者に速やかに届ける必要があること等から、「退職届書」「任意継続組合員資格取得申出書」に記載された「退職後の住所（予定を含む）」を登録します。

そのため、任意継続組合員がその後に居住地を変更した場合は、「氏名・住所・個人番号変更申告書」にて変更手続きをお願いします。

その他

- ・ 経過措置として、当面の間、居所への住所変更届が提出された場合は、居所を登録する。
- ・ 現在管理している住所を全て住民票の住所に変更するものではなく、令和8年4月1日以後新たに登録するものについて取扱いを変更する。